日作協発 598 号
2020 年 3 月 30 日

都道府県作業療法士会
会　長　各位

一般社団法人　日本作業療法士協会
会　長　　中村 春基

介護保険における「保険者機能強化推進交付金」について
（情報提供）

前略　平素より協会活動についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、去る 3 月 10 日に厚生労働省老健局より令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の資料が公表されました。多くの作業療法・作業療法士に関連する事項が含まれていますが、「保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（福祉用具・住宅改修）」について、「各都道府県から管内の保険者（市町村）に対し、専門職の関与による利点を周知するとともに、専門職の派遣・紹介等を行うことにより、その取組の支援をお願いしたい。」との依頼が、各都道府県の担当課長宛てに発信されています。

各都道府県士会におかれましては、保険者（市町村）が円滑に「保険者機能推進交付金」を活用して適正に介護保険制度を推進できるよう協力体制を構築いただくようお願いいたします。

日本作業療法士協会としては、具体例を市町村へ提示し作業療法士の専門性をよりしっかりと理解いただくこと、要請に対応できる人材の確保およびその体制づくりが肝要と考えております。そのため、作業療法士が関与している仕組みやプロセス等について、好事例や課題を収取すべく一部の士会へヒアリングを行うことを検討させていただきます。

ご参考として「保険者機能強化推進交付金」については別紙 1 に概要を解説します。公表資料等についての詳細は別紙 2 をご参照ください。

草々

記

別紙 1　保険者機能推進交付金について
別紙 2　令和元年度　全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（抜粋）

以上

【お問い合わせ・連絡先】
一般社団法人 日本作業療法士協会 事務局
E-mail:ot_seido@jaot.or.jp

【別紙１】

「保険者機能強化推進交付金」について

参考資料：厚生労働省老健局介護保険計画課『高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するための新たな交付金について』（平成 29 年 12 月 15 日事務連絡）

＜概要＞

○　平成 29 年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」により改正された「介護保険法第 122 条の 3」において、国が市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するため、予算の範囲内において、交付金を交付するものです。

○　保険者（市町村）機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化予防等に関する市町村の取組や、こうした市町村の取組を支援する都道府県の取組を推進するため、市町村及び都道府県の様々な取組の達成状況に関する指標を設定したうえで、交付金を交付します。

○　「高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金に関する評価指標」については、大きく「市町村向け指標」と「都道府県向け指標」があります。「福祉用具・住宅改修」は、「市町村向け指標」の「Ⅰ　ＰＤＣＡサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築」「Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進」「Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進」のうち、「Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進、（１）介護給付の適正化」で指標として設定されています（下表）

Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

（１）介護給付の適正化　　①②③⑥略

	指標	趣旨・考え方
④	福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。 ・ 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う ・ 福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある ・ 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある	・ 福祉用具について、リハビリテーション専門職が関与した適切な利用を推進するため、保険者の取組を評価するもの。
⑤	住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。 ・ 被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、	・ 住宅改修について、建築専門職やリハビリテーション専門職が関与した適切な利用を推進するため、保険者の取組を評価するもの。

	リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある ・ 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハ職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある	

その他　参考資料

○　介護保険最新情報 Vol.622　平成 30 年 2 月 28 日

https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2018/030111203326/ksVol.622.pdf

平成 30 年度における保険者機能強化推進交付金（市町村分）について説明されており、評価指標の詳細が示されています。(P14④、⑤　参照)

○　厚生労働省社会保障審議会介護保険部会:介護保険制度見直しに関する意見(平成 28 年 12 月 9 日)

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000145516.pdf

平成 28 年に社会保障審議会介護保険部会において検討された、介護保険制度の見直しに関する意見をまとめた資料です。II 介護保険制度の持続可能性の確保のうち、２．給付のあり方のなかで（２）福祉用具・住宅改修についての見解が示されています。(P34～P36　参照)

【別紙２】

厚生労働省老健局高齢者支援課『令和元年度　全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料』
https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000605565.pdf
416 ページ、420 ページ（抜粋）

（４）保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（福祉用具・住宅改修）について

保険者機能強化推進交付金は、介護保険法第 122 条の 3 に規定する交付金として、平成 30 年度より実施しており、福祉用具・住宅改修に関しても、リハビリテーション専門職、建築専門職の関与した適切な利用を推進するため、評価指標を設けているところである。しかし、その平均得点は他の指標と比べて非常に低く（福祉用具：15 点満点中 2.7 点、住宅改修：12 点満点中 3.9 点）、専門職の関与が進んでいない状況が明らかになっている。このため、各都道府県におかれては、管内の保険者に対し、専門職の関与による利点（利用者の身体機能・生活状況・住環境と選定した福祉用具・住宅改修の内容の整合性がとれているか確認することが可能であること、住宅改修においては施行水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保されること、利用者の状態像と合致しない福祉用具・住宅改修に係る給付を削減することができ、介護給付費の適正化につながること等）を周知するとともに、専門職の派遣・紹介等を行うことにより、その取組の支援をお願いしたい。

保険者機能強化推進交付金に係る評価結果（市町村分・福祉用具・前年度比）

○ 保険者機能強化推進交付金に係る評価について、30年度と元年度のⅢ（１）④「福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか」の都道府県別市町村得点を比較すると、以下のとおりであった。

○ 最も得点が上がったのは岡山県（2.3点）、最も得点が下がったのは沖縄県（-2.4点）であった。

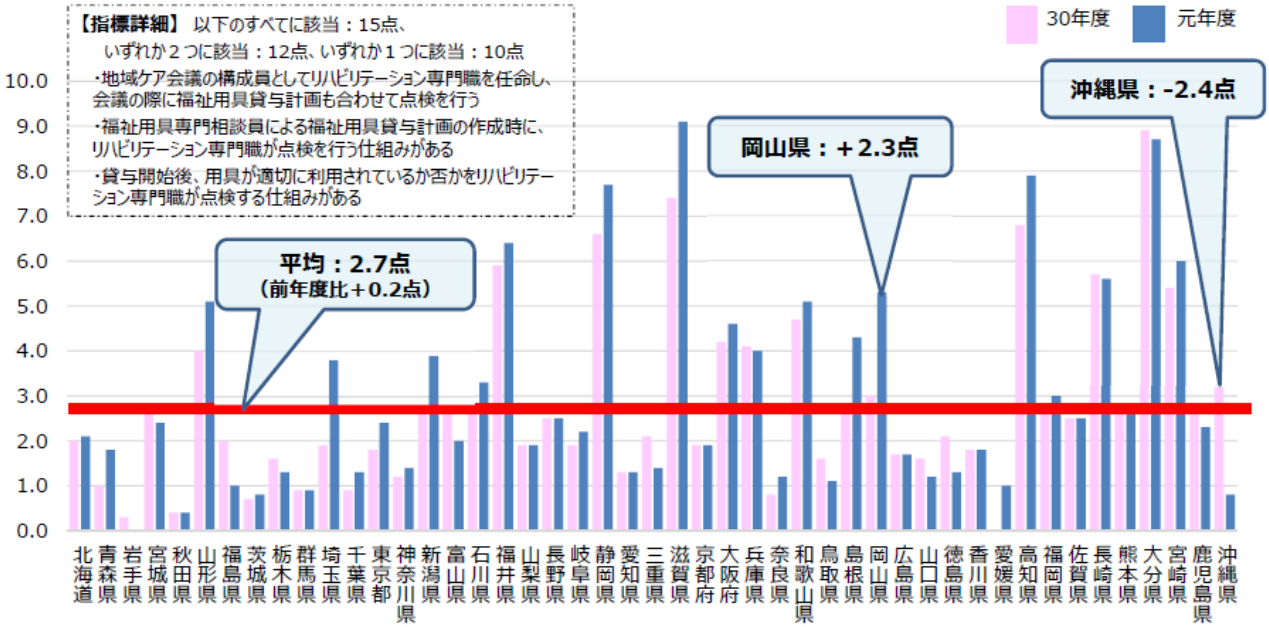

保険者機能強化推進交付金に係る評価結果（市町村分・福祉用具・前年度比）

○ 保険者機能強化推進交付金に係る評価について、30年度と元年度のⅢ（１）⑤「住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか」の都道府県別市町村得点を比較すると、以下のとおりであった。
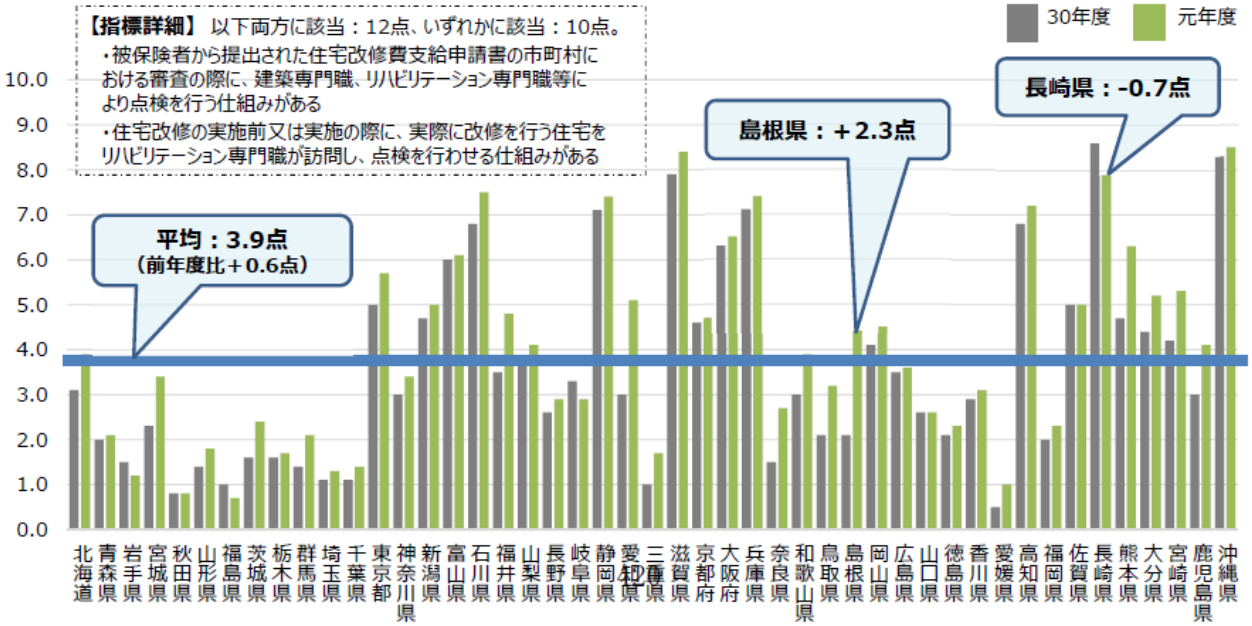
○ 最も得点が上がったのは島根県（2.3点）、最も得点が下がったのは長崎県（-0.7点）であった。